

東洋大学 I 部経営学会規約

第 1 章 総 則

第 1 条【目的】

本会は経営学部における自主的な学術研究の場を創造し、それを通じて各会員の研究活動を助長することを目的とする。

第 2 条【名称】

本会は東洋大学 I 部経営学会と称する。

第 3 条【事務局の所在地】

本会の事務局は東洋大学白山校舎に置く。

第 2 章 活 動

第 4 条【事業】本会は第 1 条の目的を達するために下記の事業を行う。

- (1) 研究発表大会を開催する。
- (2) 講演会を開催する。
- (3) 企業見学を開催する。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業を行う。

第 3 章 会 員 及 び 役 員

第 5 条【会員】本会は下記の会員をもって組織する。

- (1) 東洋大学経営学部の専任教員
- (2) 東洋大学 I 部経営学部の在学生

第 6 条【権利】本会の会員は下記の権利を有する。

- (1) 本会の行う行事へ参加する権利
- (2) 自らが所属するゼミナールにおいて代議員を選出する権利

第 7 条【会費】

- (1) 会費は年額 1000 円とし、入学時に 4 年間分 4000 円を全納する。
- (2) 既納の会費はその理由を問わず、これを返済しない。
- (3) 本学に認められた被災学生についてはこれを免除する。
- (4) 編・転入をした学生については当該年度より卒業予定年度までの会費を徴収する。

第 8 条【役員】本会には次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 運営委員長
- (3) 運営委員

- (4) 事務局長
- (5) 事務局員
- (6) 評議員
- (7) 代議員

第9条【会長の選任並びに役割】

会長は東洋大学経営学部学部長が担当し、本学会を統括する役割を担う。

第10条【運営委員長の選任並びに役割】

運営委員長は、運営委員より会長が任命し、運営委員会を統括する役割を担う。

第11条【運営委員の選任並びに役割】

運営委員は評議員より、会長が任命する。運営委員は事務局の活動を監督、助言する役割を担う。

第12条【事務局長の任命並びに役割】

- (1) 事務局長は、総会での可決をもって就任する。
- (2) 事務局長は、代議員たる資格を要する。
- (3) 事務局長は、事務局員を代表し、東洋大学 I 部経営学会の運営全般を指揮監督する役割を担う。
- (4) 事務局長は、本会の運営に関する決定事項を会長及び運営委員長に報告する義務を負う。
- (5) 事務局長は、本会の運営内容についての引継ぎ義務を負う。

第13条【事務局員の選任並びに役割】

- (1) 事務局員は、総会での任命により就任する。
- (2) 事務局員は会員たる資格を要する。
- (3) 事務局員は誠実に会務を執行する義務を負う。

第14条【評議員の選任並びに役割】

第5条の(1)に定める会員を評議員とする。評議員は事務局の運営に関して異議申し立て並びに助言する権限を有すると共に、総会において1議員につき1票の議決権を有する。

第15条【代議員の選任並びに役割】

- (1) 代議員は、東洋大学 I 部経営学部内の各ゼミナール（基礎演習又は演習）より1名を選出し、定例総会にて承認する。
- (2) 代議員は、事務局の運営に協力する義務を負う。
- (3) 代議員は、代議員会議に参加する義務を負う。
- (4) 選出された代議員は、総会において1議員につき1票の議決権を有する。
- (5) 代議員は、代議員会議において1議員につき1票の議決権を有する。
- (6) 代議員は、総会に議案を提出する権限を有する。
- (7) 代議員は、特段の事情により総会及び代議員会議の出席が困難な場合には代理人を立てることができる。

第16条【役員任期】

役員任期は1年とし、その期間は定例総会終了時より、次年度の定例総会の終了時までとする。

第4章 機関及び議決

第17条【機関】本会は次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 事務局
- (4) 評議員会
- (5) 代議員会

第18条【総会の役割】

総会は東洋大学I部経営学会の最高議決機関である。

第19条【定例総会の開催】

定例総会は、年1回、年度始めに開催する。

第20条【臨時総会の招集】

全役員の過半数の要求があるときには、臨時総会の招集を決定しなければならない。

第21条【総会の構成及び議決】

総会は、本会全役員をもって構成し、議決権を持つ役員総数の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。総会の議事は議決権を持つ出席者の過半数によりこれを決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

第22条【運営委員会の構成及び、任務】

運営委員会は会長により選任された運営委員長を含めた3名により構成する。運営委員会は総会の決定に基づき会務を執行する。

第23条【事務局の構成及び、任務】

- (1) 事務局は総会によって任命された事務局員で構成し、総会で決定された方針に基づいて本会の活動内容を決定・執行する。
- (2) 事務局員は事務局において定められた役職に就くことができる。事務局長1名のほか、局長補佐、顧問、会計、会計補佐、書記、企画、学外交渉、総務とする。また各役職は兼任できないものとする。ただし、総会が認める場合はこの限りではない。
- (3) 事務局は個人・他団体からの営利を目的とした企画を一切受け付けてはならない。
※日本学生経済ゼミナールは別とする。

第24条【代議員会の構成】

代議員会は、それぞれ各ゼミナールから選出された代議員により構成する。事務局の重要決定事項は代議員会において連絡する。

第5章 会計及び会計監査

第25条【経費及び会計年度】

本会の経費は会費をもってあて、その会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年の4月30日をもつ

て終わる。

第 26 条【予算及び決算】

- (1) 本会の予算は毎年度終わりにその原案を事務局で作成して翌年度の総会で承認を得なければならない。
- (2) 決算報告は、会計年度終了後、総会で報告し承認されなければならない。

第 27 条【会計監査人】

会計監査人は会長の指名に基づき、総会において会員中より教員 2 名及び学生 1 名を任命する。

第 6 章 規約の変更

第 28 条【改正】

本規約の改正は議決権をもつ総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成で、総会でこれを協議しその過半数の承認を得なければならない。

第 7 章 付 則

第 29 条【規約の実施】

本規約は平成 23 年 5 月 25 日より実施する。
平成 27 年 5 月 20 日 一部改正。